令和８年１１月１１日
門　司　税　関

門司税関の知的財産侵害物品取締強化の取組みについて

門司税関では、本年１１月１６日～１１月２０日を「知的財産侵害物品取締強化期間」として、管内における知的財産侵害物品の取締りを強化します。

知的財産侵害物品の輸入が後を絶たないことに加え、最近では健康や安全を脅かす危険性のある物品も確認されていますので、門司税関では、上記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」とし、これらの物品に対する取締りを一層強化します。